

### 3 基本ルール関係

#### ア 規制に関する手続の見直し

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
規制影響分析(RIA)の義務付けに向けた取組の推進 (各府省) (総務省)	a 各府省は、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ、RIAの試行的な実施や規制の事前評価の義務付けに向けた調査研究等に一層積極的に取り組む。	改定・基本ア a [計画・共通10(2)]	逐次実施		
	b 総務省は、調査研究を行い、政策評価の観点からその評価手法の開発の推進に努めているところであるが、平成17年度においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されている試行的なRIAの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進める。	改定・基本ア b [計画・共通10(2)]	逐次実施		
	c 各府省は引き続き、RIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。  また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省は、これを促進するために必要な措置を講ずる。	重点・見直2			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
パブリック・コメント 手続の見直し (総務省)	<p>規制改革の一層の推進という観点から、本制度について以下のように見直しを図る。</p> <p>a 現在、「1か月程度を一つの目安」として、各案件については各府省の裁量にゆだねている意見・情報の募集期間について、原則30日間を確保することとし、例外的にそれを下回る期間を設定する場合においては、その理由を募集の周知と同時に公表する。</p> <p>b 現在、各行政機関は、提出された意見・情報について考慮したことを明らかにするために、当該行政機関の考え方を取りまとめ、公表しているが、この仕組みが本制度全体において極めて重要な役割を担っていることにかんがみ、特に意見を採用しない場合において、行政機関の考え方を分かりやすく詳細に公表する。</p> <p>c 質の高い規制の制定はもとより、有効な代替案を見出す可能性を高める等の観点から、パブリック・コメント手続に際しては、その対象となる規制原案に、可能な限り当該原案に係るRIAを付して、意見・情報の募集の対象とする。</p> <p>d 後述する行政手続法の見直し作業において、パブリック・コメント手続の法制化についても検討を行う。</p> <p>e 上記の見直しを行うほか、現在、文書閲覧窓口等の方法により一定期間公にしておくとしている国民等からの提出意見・情報について、可能な限り、各府省のホームページ上でその全文を公表することとする。</p> <p>f 総務省は、例えば「意見・情報の処理方法に不備があるものが無いかな否か」、「公表時期に不備があるものが無いかな否か」といった観点から、本制度の実施状況に係る調査項目の充実を図るとともに、所管事項に係る苦情処理・相談を行い、パブリック・コメント手続の適正な運用を図る。</p>	改定・基本ア	一部措置済	法案成立、公布	措置(4月施行予定)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>【総務省行政管理局行政手続室事務連絡(平成16年4月5日)】</p> <p>【行政手続法の一部を改正する法律(平成17年法律第73号)】</p>				
日本版ノーアクションレター制度の見直し (総務省)	<p>同時期に導入した類似の制度である「税務上の取扱いに関する事前照会に関する文書回答」制度について、現在見直しを進めていることもあり、規制に関する日本版ノーアクションレター制度についても、以下のように見直しを図る。</p> <p>a 少なくとも事業活動を規制する法令については、本手続の対象とするよう対象範囲を見直す。</p> <p>【行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について(平成16年3月19日閣議決定)】</p>	改定・基本ア a	措置済		
(総務省)	<p>b 現行制度の趣旨を一層徹底する観点から、特定の規定に違反する行為が罰則の対象となる場合であっても、当該条項を根拠とする処分があれば本制度の対象となっていることについて周知を図る。</p> <p>【総務省行政管理局行政手続室事務連絡(平成16年2月26日)】</p> <p>【総務省行政管理局行政手続室事務連絡(平成16年3月19日)】</p>	改定・基本ア b	措置済		
(総務省)	<p>c 本制度を補完するものとして、例えば民間における団体が会員たる個別企業を代表して照会を行う場合においても、行政機関はできる限り具体的に回答する。</p> <p>【行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について(平成16年3月19日閣議決定)】</p>	改定・基本ア b	措置済		
(各府省)	<p>d 閣議決定による指針の下で、本制度の具体的な実施方法等については、各府省の判断の下での細則にゆだねているために、各細則間に内容の強弱あるいは規定の有無といった差異が見られるが、その中には、以下のように合理的な理由に欠く事項もあり、早急な見直しを図る。</p>	改定・基本ア b	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>ア 当該回答に至った見解や根拠を回答に盛り込むか否かについて、(a)必ず明記しなければならないと義務付けている府省、(b)付すことができるかと規定するにとどまっている府省、(c)全く定めのない府省、との別が見られるが、本制度の趣旨をいかすために、すべての細則において、回答には具体的な見解や根拠等を必ず盛り込むこととする規定を置く。</p> <p>イ 照会者又はその代理人からの照会の取下げの申出に対する回答の不実施について、(a)規定を設けている府省、(b)規定を設けていない府省、との別が見られるが、すべての細則において、照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないこととする規定を置く。</p>				
行政手続法の見直し (総務省)	<p>a 行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続法の改正により、政省令などを定める際に国民の意見を求める手続、いわゆるパブリック・コメント手続を法制化する。</p> <p>なお、その際、パブリック・コメント手続により公表される規制原案及び関連資料については、単なる情報提供としての公表ではなく意見を求めるものであるという趣旨を踏まえて、国民が内容を理解しやすいように示さなければならないこととすべきである。さらに、提出された意見が考慮され、その結果が反映されなければならないものとする。</p> <p>【行政手続法の一部を改正する法律(平成17年法律第73号)】</p>	改定・基本ア a	第162回国会に法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
(総務省)	<p>b 行政処分や行政指導における書面交付制度の在り方について、改めて実態調査を行った上で、改善すべき点が無いか検討を行い、早期に結論を得る。</p>	改定・基本ア b	検討開始	可能な限り早期に結論	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(各所管府省)	c 申請に対する審査基準や処分の基準について「できる限り具体的なものとしなければならない」、「(適切な方法により)公にしておかなければならない」と定める行政手続法の趣旨を踏まえ、申請者たる事業者等から「審査基準の内容について不十分」との指摘や「審査基準の一層の具体化を求める」との要望があるものについては、各所管府省においてパブリック・コメント手続等を行った上で、早急に具体化するとともに、「審査基準の公表がなされていない」との指摘があるものについては、原則公表する。	改定・基本ア c	措置済		
(総務省)	d 総務省は、現在実施している「行政手続法の施行状況に関する調査」の調査項目について、例えば審査基準設定の有無のみならず公表の有無を加える等、その拡充を図る。	改定・基本ア d	措置済		
規制の見直し基準の策定 (規制改革・民間開放推進会議)	<p>規制改革・民間開放推進会議は、関係府省や地方公共団体の協力を得ながら、以下の基本的な考え方にしたがって、規制の見直し基準(以下「見直し基準」という。)を策定し、これに基づき積極的に見直しを推進する。</p> <p>a 見直し基準の性格            参入・退出、業務内容、競争条件の観点から規制の見直し基準を策定することとし、見直し基準は、個別分野ごとのものではなく分野横断的なものとする。また、見直し基準は、最低基準としてではなく、標準の基準とし、その基準を上回る規制については、その必要性・妥当性をより厳しく検証するという形で用いる。</p> <p>b 見直し基準の策定の視点            見直し基準の策定は、次の視点に立って行う。</p>	改定・基本ア		一部措置済	逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに転換されているかどうか。</li> <li>・ 市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制は廃止され、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとされているかどうか。</li> <li>・ 国際的な整合性の確保を図られているかどうか。</li> <li>・ 手続が簡素化され、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化が進められているかどうか。</li> <li>・ 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任が明確化されているかどうか。</li> <li>・ 公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託に関する規制の在り方が積極的に見直されているか。</li> </ul> <p>上記のほか、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）に示された視点に立つ。</p> <p>c 見直し基準の策定の手順 我が国の構造改革にとって規制改革の実施は急務であることから、見直し基準の策定は、その完遂を待つことなく、可能な一部の基準から優先的に順次策定することとし、必要に応じその速やかな政府決定を経た上で、早急に実際の見直し作業を開始する。</p> <p>d 具体的な措置 上記にかんがみれば、優先的に策定されるべき見直し基準としては、ア 通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制の見直し基準（廃止、法令化等の基準）、イ 制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制の見直し基準（廃止等の基準）が考えられる。</p>				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	これらの規制については、その見直しの必要性が高いと考えられるので、規制改革・民間開放推進会議及び前身の総合規制改革会議等の規制改革推進機関において審議してきた事項（集中受付月間における構造改革特区や全国規模の規制改革に関する民間提案事項を含む。）の中から具体的事例を選定し、見直し基準を策定するとともに、規制の見直しを推進する。さらに、その他の見直し基準についても、逐次検討を進める。				
見直し基準による見直しの推進 （規制改革・民間開放推進会議） （各府省）	規制改革・民間開放推進会議及び各府省庁は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、別紙の見直し基準に従い見直しを推進するものとする。このため、別紙の見直し基準に基づき、必要な措置を講ずる。	重点・見直し1(1)		逐次実施	
見直し推進の体制 （規制改革・民間開放推進会議） （各府省）	別紙の見直し基準に基づく見直しを強力に推進するため、見直し基準の体制について、以下の指針に基づき、必要な措置を講ずる。 ア 各府省庁は、既に制定・発出されている規制にかかわる通知・通達等について、前述の見直し基準に定める分類にしたがい個々の通知・通達等の分類に着手し、平成18年中に分類を完了するものとする。 イ 上記の分類に基づき、各府省庁は、前述の見直し基準にしたがい以下の要領で見直しを推進するものとする。 （ア）各府省庁は、年度末までに、翌年度における見直しの対象となる通知・通達等について、見直し推進機関の意見を踏まえつつ、選定する。 （イ）各府省庁は、12月末日までに、見直しの対象として選定された通知・通達等の見直し結果を見直し推進機関に報告する。	重点・見直し1(2)			逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>(ウ)見直し推進機関は、報告された見直し結果を審査し、必要に応じ所管府省に対し再検討を要請する。見直し結果については毎年度末までに確定し、見直し推進機関により公表する。</p> <p>ウ 各府省庁は、新たに通知・通達等を制定・発出しようとする場合、前述の見直し基準を勘案のうえ、制定・発出を行うものとする。</p> <p>エ 平成18年度においては、規制改革・民間開放推進会議が見直し推進機関の機能を担うものとする。平成19年度以降の見直し推進機関の在り方等については、見直しの推進状況を踏まえつつ平成18年度中に検討し、決定する。</p>				

## 《通知・通達等法令以外の規定に基づく規制に関する見直し基準》

## 意義

この基準は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、客観的かつ分野横断的に見直しを推進するために策定されるものである。したがって、当該基準に基づき見直しがなされた規制について無条件に是認するものではなく、廃止、緩和等の改革が必要と考えられる個々の規制については、従来どおり積極的に規制改革を推進していくべきものである。

## 見直しの対象

見直しの対象となる「通知・通達等」とは、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示(この基準において、「法規命令」という。)以外のもので、規制に関わるものをいう。なお、ここでいうところの「規制」とは、第2次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」(昭和63年12月1日)において示されている定義にしたがうものとする。

## 通知・通達等の私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類

通知・通達等は、私人に対する「外部効果」のあるものとして、(i)行政手続法に定める審査基準・処分基準、(ii)私人に対する「外部効果」があるもののうち、上述の審査基準・処分基準に該当しないものと、(iii)私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等に分類でき、それぞれについて見直しの基準を定めるものとする。

ここでいう「私人に対する外部効果を有する」とは、例えば、上級行政機関が、所管する法令の解釈を定めてそれを下級行政機関に「通達」のかたちで発出するケースにおいて、当該「通達」は下級行政機関を法的に拘束する一方、私人を直接法的に拘束する効力を有するものではないが、下級行政機関が当該「通達」に則って法令を解釈適用することにより、当該「通達」を踏まえた法律の運用に抵触した私人に対して下級行政機関が何らかの処分行為を行うことにより、結果として私人が不利益を被るといったような、私人に対する「外部効果」を有することを意味する。すなわち、行政機関が法令の解釈や運用の基準などを示すことによって、「法規命令」以外のかたちで私人の権利義務に関わる事項について定めるものである。

「審査基準・処分基準」として取り扱うべきものについては、以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (ア) 当該通知・通達等が根拠となる法令の趣旨・範囲を超えて私人に対する「外部効果」を有するかどうかを確認し、法令の趣旨・範囲を超える部分については、法令で定めるか、当該規定を廃止する等の見直しを行う。
- (イ) 審査基準・処分基準のかたちで定めることとするものについては、原則として所管府省名又は大臣名で制定・発出する(ただし、行政手続法における審査基準・処分基準の制定主体である「行政庁」に該当するものについては、当該「行政庁」名で制定・発出することを妨げない)。
- (ウ) 通知・通達等のうち、申請により求められた許認可を行うか否か、不利益処分を行うか否かの判断に影響を与えるものについては、行政手続法に規定する審査基準・処分基準として取り扱う。また、これらの制定・発出の際、当該通知・通達等の名称に「審査基準」「処分基準」という名称

を使用する。

(エ) 審査基準・処分基準として取り扱うものについては、行政手続法に定める意見公募手続を行うとともに、その内容を積極的に公表する。

「審査基準・処分基準以外の基準」に該当するものについては、以下の基準にしたがい見直しを推進する。

(ア) 当該通知・通達等が根拠となる法令の趣旨・範囲を超えて私人に対する「外部効果」を有するかどうかを確認し、法令の趣旨・範囲を超える部分については、当該規定を廃止する等の見直しを行う。

(イ) 私人の混乱を招かないよう、当該基準は制定・発出時点で行政が最適と考える法令解釈・運用等の標準であることを、通知・通達等に明記する等の措置を講ずる。

(ウ) 審議会や検討会といった第三者機関による検討、意見公募（パブリック・コメント）等の手続を経るなど、基準の合理性、透明性が確保されているかどうかを確認し、確保されていない場合には、当該手続を実施する等の必要な措置を講ずる。

「私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等」の見直しの基準

ア 私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等に該当すると考えられるものには、様々な形式のものがあるが、その典型例として、その性格に着目し、以下のとおり分類されるものがある。

(ア) 行政指導指針：同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

(イ) 技術的助言・勧告：地方公共団体の事務について、地方自治法第245条の4の定めに基づきなされる技術的な助言又は勧告

イ 地方自治法第245条の4に定める技術的な助言、勧告として制定・発出されているもののうち、全国一律で法的義務付けを行う方が私人にとって望ましいと考えられるものについては、法令で定めるよう、見直しを行う。

ウ 私人に対する外部効果を有しないことを明確にするため、行政指導指針に該当するものについては「行政指導指針」、技術的助言・勧告に該当するものについては「技術的助言・勧告」との表現を明記し、それが外部効果を有しないことを平易な言葉で説明するよう、見直しを行う。

複数の分類に該当する内容を含む通知・通達等については、原則として「審査基準・処分基準」に関する見直し基準を適用し、「審査基準・処分基準」を含まないものは原則として「審査基準・処分基準以外の基準」に関する見直し基準を適用するものとする。併せて、ひとつの通知・通達等の中の各要素が上記分類のいずれに該当するかについて、当該各要素の冒頭に明記するものとする。

## イ 地方公共団体における規制改革の推進に向けた方策

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策 (各府省、総務省)	<p>国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行うほか、以下に掲げる点について取り組む。</p> <p>なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。</p>	改定・基本イ	逐次実施		
(規制改革・民間開放推進会議)	a 規制改革・民間開放推進会議においても、今後とも構造改革特別区域推進本部との一層の連携を図りながら地方における実態の把握を行った上で、問題点や課題を明らかにしていく。	改定・基本イ a	逐次実施		
(規制改革・民間開放推進会議)	b 規制改革・民間開放推進会議は、全国的な規制改革を一層推進するという観点から必要と考えられる場合には、関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ行うよう求める。	改定・基本イ b	逐次実施		
(規制改革・民間開放推進会議)	c 全国展開を図る事業者にとって、各種申請書類等の様式や仕様等が各地方公共団体において異なることは重い負担となる場合があるため、その統一化を望む声も多い。	改定・基本イ c	逐次実施		
	したがって、上記のような要望が「規制改革集中受付月間」等を通じて寄せられ、かつ、それに国として対応することが地方分権推進の趣旨に反しない場合には、規制改革・民間開放推進会議は、関係府省に対し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、当該申請書類				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(公正取引委員会)	<p>等の標準様式・仕様を作成し、地方公共団体へ提示を行うことを求める。</p> <p>d 公正取引委員会により「競争政策の観点からみた地方公共団体による規制・入札等について」(平成11年6月)、「公共調達における競争性の徹底を目指して(公共調達と競争政策に関する研究会報告書)」(平成15年11月)が取りまとめられており、実態把握等に有益なものとなっているが、引き続き公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行う。</p> <p>【地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書(平成16年9月8日)】</p> <p>【公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書(平成17年10月14日)】</p>	改定・基本イ d	逐次実施		
県議会議員の複数常任委員会への所属 (総務省)	第28次地方制度調査会の答申(平成17年12月9日)を踏まえ、議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止すべく、地方自治法の一部を改正する法律案を通常国会に提出する。	別表5-1		法案提出	法案成立後公布・施行
地方公共団体による随意契約における新たな事業分野の開拓を図る者の認定に係る手続の簡素化 (総務省)	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約について、新商品により事業分野の開拓を図る者の認定に係る実施計画の提出の簡素化を実現するため、地方自治法施行規則について、所要の改正を行う。	別表6-437			措置